

令和6年度 岐阜県中小企業資金融資制度一覧

1

一般資金

通常の事業運営に資金が必要な方を幅広く支援します

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
1 経営安定資金 運転資金も設備資金もOK一般的な事業資金	□ 資金用途 長期事業資金	年1.8% 信用保証なしの場合年2.0%	万円 4,000	万円 6,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
2 小規模企業資金 小規模企業者を支援	■ 対象者 小規模企業者 ・従業員数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・宿泊業及び娯楽業は従業員数が20人以下の方(ただし、NPO法人を対象としない) ・医業を主たる事業とする法人で常時使用する従業員数が20人以下の方 等	年0.8%	2,000 ※信用保証協会の保証付融資残高の合計が 2,000万円以内となる新規融資額	2,000	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	年0.5~1.1% (県保証料補給率:年0.0~1.1%)	無担保
3 経営者保証非提供資金 経営者保証不要の一般的な事業資金	■ 対象者(以下のいずれも満たす法人である方) ・信用保証協会への保証申込日以前2年間において決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ・保証申込日の直前の決算において、代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ・次の両方又はいずれかを満たすこと ・申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ・申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ・「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書誓約書」を提出していること	年1.0%	8,000	8,000	10年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	すべて必要	①R6.3.15~R7.3.31 年0.55~1.8% ②R7.4.1~R8.3.31 年0.60~1.85% ③R8.4.1~R9.3.31 年0.65~1.9% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	無担保
4 季節資金(夏季・年末) 運転資金のみの短期事業資金	□ 資金用途 (取扱期間) ・夏季、年末時期に必要な短期事業資金 ・運転資金に限る ・夏季 6月1日~10月31日 ・年末 11月1日~3月31日 (それぞれ末日までに融資実行)	年1.5% 信用保証なしの 場合年1.7%	1,000 ※組合3,000万円	—	6か月以内	—	必要により	無担保:年0.45~1.5% 有担保:年0.35~1.4% (県保証料補給率:年0.0~0.4%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法
5 売掛債権担保活用資金 売掛債権を担保とした短期事業資金	■ 対象者 事業者に対する売掛債権を保有している方	年1.5%	5,000	5,000	6か月以内	—	すべて必要	年0.68%	売掛債権

この一覧表に記載された資金や融資条件等は、令和6年4月1日現在のものです。金利情勢等により改正する場合がありますのでご了承ください。

- 注1 金融機関所定利率は、固定利率であり、上限利率の設定があります。
- 注2 融資限度額の設備資金欄は、運転資金も併せた場合の金額を記載しています。
- 注3 信用保証料率は県信用保証協会所定となります。
- 注4 経営者保証不要の選択が可能な信用保証を付した場合において、その選択をした場合(要件有)は、保証料率が記載の保証料率に0.25%又は0.45%上乘せ(県補給無し)されるものがあります。

2

元気企業育成資金

新たな事業展開等を行う“元気企業”を支援します

資金名	融資対象等	融資利率	融資限度額 ※(注2)		償還期間(据置期間)		信用保証 ※(注3)(注4)		担保
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	付保	利用者負担保証料率	
6 SDGs推進資金 SDGsの推進やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革に取り組む事業者を支援	□ 資金用途 ・質上げに取り組み、「質上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた方の事業資金(適用後3年以内に限る) ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録企業※の事業資金。ただし、運転資金は子育て支援の推進に必要な経費に限る。 ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の認定企業(岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業)※の事業資金 ・事業所内の保育施設等の設置資金及び施設の運営費(運営費のみは対象外) ※中小企業信用保険法に定める信用保証の対象となる業種に限る ・岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ」登録事業者の事業資金 ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している事業者の事業資金 NEW! ・「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の登録事業者の事業資金 NEW!	年0.8% 償還期間が10年を超える場合 年1.2%	万円 4,000	万円 10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	原則無担保
7 産業活性化・海外市場開拓支援資金 指定の産業の積極的な活性化、又は経営資源を活用した新たな事業展開等を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・地場産業(食品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチック)の製造業を営む方 ・健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を営む方 ・中小企業等経営強化法(経営革新)の承認又は中小企業等経営強化法(経営力向上)の認定を受けた事業を営む方 ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた方(評価後5年以内に限る) ・経済連携協定に基づく関税上の特恵待遇を輸入国で受けるために必要な「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」の作成又は取得を必要とする方 ・経済連携協定により海外との輸出入拡大を図る方 ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の交付を受けた方 □ 資金用途 ※県外進出に係る設備資金も含む ・新商品開発及びデザインの研究開発・製品化、販路拡大、人材育成、後継者育成、生産の増強、事業拡大 ・新分野進出、国際的事業展開 ・中小企業等経営強化法(経営革新)の承認又は中小企業等経営強化法(経営力向上)の認定を受けた事業 ・「特定原産地証明書」又は「原産品申告書」の作成又は取得するための外部専門家等に要する経費 ・経済連携協定により海外との輸出入拡大を行う事業に係る施設設備の整備 ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが実施する「事業可能性評価事業」でA評価を受けた事業に関する資金 ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等に係る事業を実施するために必要な資金	年1.4% 償還期間が10年を超える場合 年1.8%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	原則無担保
8 成長産業強化支援資金 成長分野の設備導入を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ・岐阜県経済・雇用再生戦略における成長分野(航空宇宙、ヘルスケア、食品、エネルギー)の製造業を営む方 ・県内の観光施設の新増改築に取り組む方 □ 資金用途 ・成長分野に係る施設設備の整備 ・県内観光施設の新増改築 ※上記それぞれの施設設備にかかる運転資金は、設備リース料、テナント料(いずれも新規1年分)に限る。	年1.2%	4,000	10,000	7年以内 (1年以内)	15年以内 (1年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	原則無担保
9 地域未来投資支援資金 地域経済を牽引する事業者を支援	■ 対象者(いずれかに該当する方) ※県内外を問わず1年以上の事業歴があれば対象 ・県内の観光施設の新増改築に取り組む方 ・地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた方 ・岐阜県企業誘致戦略の各クラスターエリア内で指定された業種を営む方 □ 資金用途 ・県内観光施設の新増改築 ・地域未来投資促進法に定める地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業のために必要な事業資金 ・岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備	年1.6% 償還期間が10年を超える場合	—	56,000	—	15年以内 (2年以内)	必要により	無担保:年0.45~1.0% 有担保:年0.35~0.9% (県保証料補給率:年0.0~0.9%)	金融機関又は 県信用保証協会所定方法